

秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例に規定する
「知事が認める計算方法」及び「知事が認める方法」について

建 ー 6 7 9
令 和 7 年 4 月 1 日
秋田県建設部建築住宅課

秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例（平成28年秋田県条例第35号。以下「条例」という。）第2条に規定する「知事が認める計算方法」及び「知事が認める方法」は次のとおりとする。

1 知事が認める計算方法

（住宅等に関する建築物エネルギー消費性能確保計画の評価）

- (1) 条例第2条第1項第1号(一)、同号(二)、同号(五)(1)、第2号(一)、同号(二)及び同号(五)(1)に規定する知事が認める計算方法は、計算による評価方法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合することを計算で評価する方法又は基準省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合することを計算で評価する方法）とする。

（住宅等に関する建築物エネルギー消費性能向上計画の評価）

- (2) 条例第2条第1項第3号(一)(1)、同号(一)(2)、同号(一)(5)ア、第4号(一)(1)、同号(一)(2)及び同号(一)(5)アに規定する知事が認める計算方法は、計算による評価方法（基準省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合することを計算で評価する方法）とする。

2 知事が認める方法

（住宅等に関する建築物エネルギー消費性能確保計画の評価（仕様基準・誘導仕様基準））

- (1) 条例第2条第1項第1号(一)、同号(二)、同号(五)(1)、第2号(一)、同号(二)及び同号(五)(1)に規定する知事が認める方法は、仕様基準による評価方法（基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に基づく建築物エネルギー消費性能基準）又は誘導仕様基準による評価方法（基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準）とする。

(共同住宅等の共用部分を計算しない評価方法)

- (2) 条例第2条第1項第1号ロ、同号(五)(1)、第2号ロ、同号(五)(1)、第3号(一)(2)、同号(一)(5)ア、第4号(一)(2)、同号(一)(5)アに規定する共同住宅等の共用部分の床面積の算定に係る基準に適合することについて知事が認める方法は、共用部分を計算しない評価方法(基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の規定(基準省令第4条第3項第2号及び基準省令第5条第3項第2号の適用があるものに限る。)に基づく建築物エネルギー消費性能基準又は基準省令第10条第2号ロ(1)の規定(基準省令第13条第3項第2号及び基準省令第14条第2項第2号の適用があるものに限る。)に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準)とする。

(非住宅に関する建築物エネルギー消費性能確保計画又は建築物エネルギー消費性能向上計画の評価(モデル建物法))

- (3) 条例第2条第1項第1号(三)、同号(四)、同号(五)(2)、同号(五)(3)、第2号(三)、同号(四)、同号(五)(2)、同号(五)(3)、第3号(一)(3)、同号(一)(4)、同号(一)(5)イ、同号(一)(5)ウ、第4号(一)(3)、同号(一)(4)、同号(一)(5)イ及び同号(一)(5)ウに規定する知事が認める方法は、モデル建物法(基準省令第1条第1項第1号ロの規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準又は基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)規定に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準)とする。

(住宅等に関する建築物エネルギー消費性能向上計画(誘導仕様基準))

- (4) 条例第2条第1項第3号(一)(1)、同号(一)(2)、同号(一)(5)ア、第4号(一)(1)、同号(一)(2)及び同号(一)(5)アに規定する知事が認める方法は、誘導仕様基準による評価方法(基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準)とする。

令和5年3月17日付け建一765の通知による取り扱いは廃止する。